

# 所得税及び復興特別所得税の 確定申告はお早めに

2月16日(月)～3月16日(月)

確定申告が不要な方でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付されます。この申告を還付申告といひ、次のような場合に還付申告できます。

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)
- ②所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加するものがある
- ③一定額以上の医療費を支出した
- ④一定の要件のマイホーム取得等で、住宅ローンがある

## 申告に必要なもの

- ・平成26年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ・印鑑(認印可)
- ・筆記用具、計算用具
- ・還付金を受け取る金融機関の名称・支店名・口座番号(申告者名義)が分かるもの
- ・配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)

・そのほか申告に必要な書類(次の①～④に該当するもの)

## ①年金受給者、年末調整が済んでいない方(年の途中で退職した方など)

- ・社会保険料(国民健康保険、国民年金など)の支払額が分かるもの

※国民年金保険料を支払っている場合は、社会保険料控除証明書または領収書が必要で

す。  
・生命保険料や地震保険料の所得控除証明書

## ②医療費控除を受ける方

- ・平成26年中に支払った医療費の領収書(事前に個人や病院ごとに集計し、明細書を作成しておく)
- ・健康保険や生命保険などで補てんされた金額の分かる書類

## ③住宅借入金等特別控除を受ける方

- ・申告者本人の住民票の写し(平成27年1月1日以降に交付のもの)
- ・家屋の登記事項証明書

※住宅ローンで土地等も取得した場合は、土地の登記事項証明も必要です。

- ・売買契約書または工事請負契約書の写し
- ・借入先の金融機関などが発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」
- ・増改築の場合は、建築確認済証か検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書

※認定長期優良住宅を取得したときは、そのほか「長期優良住宅建築等計画に係る認定通知書」および「住宅用家屋証明書」が必要です。

## ④寄付金控除・寄付金特別控除を受ける方

- ・寄付した団体などから交付を受けた寄付金受領書等
- ・政治活動に関する寄付は、選挙管理委員会等の確認印がある寄附金(税額)控除のための書類

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 所得税の確定申告を されるすべての方へ

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分

# 償却資産の申告は

2月2日(月)までです

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいい、固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっていきます。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

## 申告を要する方

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方※なお、平成27年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。

## 償却資産の種類

- 構築物 広告塔、看板、門扉、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置 コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具 ブルドーザーなど

- 工具、器具および備品 机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など

## 申告を要しない資産

- ①耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ②取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ③家庭用に使用される資産
- ④自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

## 電子申告のご案内

インターネットを利用した電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」で償却資産の申告ができます。詳しくは町ホームページ(生活ガイド「税・保険・年金」)をご覧ください。

② 154 国税務課固定資産税係

までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則その年分の所得税額）に2・1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

### 公的年金等を 受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

### 確定申告書は 自宅で作成できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーは、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送等により税務署に提出することができます。確定申告期間中は、税務署は大変混雑しますので、ぜひご利用ください。

### 還付申告の受付

上尾税務署以外に、町でも還付申告の受付を行います。ただし、譲渡所得や贈与税の申告相談などは受付できませんので、上尾税務署へ提出してください。

日時 2月12日(木)・13日(金) 9時～15時30分

場所 役場3階第1会議室

### 還付申告のお問い合わせ

●税務課町民税係 ☎2152

●上尾税務署個人課税第一部

門（申告案内窓口）上尾市大字西門前577 ☎770-1800

### 税理士による 無料税務相談

日時 2月2日(月)～13日(金)

（土・日曜および祝日を除く）  
内容 少額な税務相談と申告書の作成

対象 年金を受給されている方、給与所得者で医療費控除を受けようとされる方、年中途で退職または就職された方など

※相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。

☎ 関東信越税理士会上尾支部 ☎776-8777（9時30分～16時）

### 登記相談の 予約サービス

さいたま地方事務局では、1月5日(月)から、登記に関する相談について予約サービスを開始します。

①不動産登記（相続登記や住宅ローン完済による抵当権抹消登記等）、②商業・法人登記（会社設立・役員変更登記等）の申請手続きに関する相談をされる方は、事前に電話予約をお願いします。予約いただいた方は、お待たせすることなく相談を受けることができます。

### 予約またはお問い合わせ

①さいたま地方事務局上尾出張所 ☎771-0239  
②さいたま地方事務局法人登記部門 ☎851-1040

## 平成27年度から軽自動車税の税率(年額)が変わります

☎ 税務課町民税係 ☎2152

地方税法改正に伴い、軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や最初の新規検査年月によって、適用される税率が異なります。

### 原動機付自転車・小型特殊自動車・ 二輪の軽自動車

登録されている次の車両すべてに平成27年度から新税率が適用されます。

| 車種            | ～平成26年度 | 平成27年度～ |
|---------------|---------|---------|
| 原付一種          | 1,000円  | 2,000円  |
| 原付二種乙         | 1,200円  | 2,000円  |
| 原付二種甲         | 1,600円  | 2,400円  |
| ミニカー          | 2,500円  | 3,700円  |
| 軽二輪(被けん引車を含む) | 2,400円  | 3,600円  |
| 小型特殊(農耕)      | 1,600円  | 2,400円  |
| 小型特殊(その他)     | 4,700円  | 5,900円  |
| 二輪小型自動車       | 4,000円  | 6,000円  |

### 軽三輪車・軽四輪以上の車両

最初の新規検査を受けた時期により、現行税率、新税率、重課税率(平成28年度～)のいずれかの税率が適用されます。

| 車種    | ①現行税率  | ②新税率   | ③重課税率<br>(平成28年度～) |
|-------|--------|--------|--------------------|
| 軽三輪   | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円             |
| 軽四輪乗用 | 自家用    | 7,200円 | 12,900円            |
|       | 営業用    | 5,500円 | 8,200円             |
| 軽四輪貨物 | 自家用    | 4,000円 | 6,000円             |
|       | 営業用    | 3,000円 | 4,500円             |

①現行税率…平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両に対して、新規検査から一定年数(13年)を経過するまで適用されます。  
②新税率…平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両に対して、新規検査から一定年数(13年)を経過するまで適用されます。  
③重課税率…平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい自動車に対して、環境配慮型税制(おおむね20%増税)が実施されます。  
※平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度から重課税率の対象となります。